消防防災施設整備費補助金交付要綱

平成 14 年４月１日消防消第 69 号
最終改正　令和８年４月８日消防消第 123 号

（通則）

第１条　消防防災施設整備費補助金（以下「施設補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第６号。以下「交付規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第２条　施設補助金は、地方公共団体の消防防災施設の整備を促進することを目的とする。

（補助対象施設及び基準額等）

第３条　施設補助金の交付の対象となる消防防災施設（以下「補助対象施設」という。）及び次条に規定する規格に応ずる種類ごとの基準額は、別表第１及び別表第２のとおりとする。

２　都道府県（沖縄県を除く。）及び指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）のうち東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第２条第２項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）以外のものにあっては、第１号及び第２号の補助金、特定被災地方公共団体にあっては、第１号から第４号までの補助金の交付申請額の合計額が 9,500 万円、指定都市以外の市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）のうち特定被災地方公共団体以外のものにあっては、第１号及び第２号の補助金、特定被災地方公共団体にあっては、第１号から第４号までの補助金の交付申請額の合計額が 950 万円に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

（１）施設補助金

（２）緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年４月１日付け消防消第49号）に基づく緊急消防援助隊設備整備費補助金

（３）消防防災施設災害復旧費補助金交付要綱（平成 23 年５月２日付け消防消第 72 号）に基づく消防防災施設災害復旧費補助金

（４）消防防災設備災害復旧費補助金交付要綱（平成 23 年５月２日付け消防消第 73 号）に基づく消防防災設備災害復旧費補助金

３　前項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村のうち、人口（令和７年１月１日に

おいて住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき住民基本台帳に記載されている人口をいう。以下同じ。）が 10 万未満であり、かつ、財政力指数（令和５年度から令和７年度までの各年度の別に、地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第２条第４号に規定する基準財政収入額を同法第２条第３号に規定する基準財政需要額で除して得た数を合算した数を３で除して得た数（小数点第３位を四捨五入するものとする。）。以下同じ。）が 1 未満であるものが前項第 1 号の補助金のみの交付を求め、その交付申請額が 500 万円に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

４　第２項の規定にかかわらず、人口 100 万未満の指定都市のうち、財政力指数が１未満であり、かつ、市町村合併支援プラン（平成 13 年８月 30 日市町村合併支援本部決定）又は新市町村合併支援プラン（平成 17 年８月 31 日市町村合併支援本部決定）に基づき、市町村合併を行ったものにあっては、第２項第１号及び第２号の補助金の交付申請額の合計額が 9,500 万円に満たない場合（第２項第２号の補助金の交付申請額が 5,000 万円に満たない場合に限る。）には、交付決定を行わないものとする。

５　第３項及び第４項の規定を一部事務組合又は広域連合に適用する場合は、補助対象施設が設置される市町村（一部事務組合及び広域連合を除く。）の人口及び財政力指数を用いるものとする。

（補助対象施設の規格）

第４条　補助対象施設の規格は、別表第３に定めるとおりとする。

２　補助対象施設は、すべて新規製品でなければならない。ただし、別表第１の第５号に掲げる施設のうち、退避壕及び退避舎の改修にあってはこの限りでない。

３　耐震性貯水槽、防火水槽（林野分）及び救助活動等拠点施設等に整備する貯水槽のうち、工場において生産された部材を使用して建設されるもの（以下「二次製品防火水槽等」という。）は、その強度等について、この要綱に定める規格に適合するものを使用しなければならない。

（補助事業の対象者）

第５条　施設補助金の交付を受けることができる地方公共団体は、次の各号に掲げる補助対象施設の種類に応じ、それぞれ各号に掲げる地方公共団体（沖縄県を除く。以下同じ。）とする。

（１）別表第１の第１号、第２号、第４号、第７号及び第８号（救急安心センター整備事業に限る。）に掲げる施設にあっては、当該施設を整備する必要のある地方公共団体

（２）別表第１の第３号に掲げる施設にあっては、林野火災の状況等から当該施設を整備する必要のある市町村

（３）別表第１の第５号に掲げる施設にあっては、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 13 条第１項の規定により指定された避難施設緊急整備地域又は同法第３条第１項の規定により指定された火山災害警戒地域を有する地方公共団体

（４）別表第１の第６号、第８号（救急医療情報収集装置に限る。）及び別表第２に掲げる

施設にあっては、当該施設を整備する必要のある市町村

（補助率）

第６条　施設補助金の補助率は、次に掲げるもののほか、予算の範囲内で別表第１又は別表第２に定める基準額の３分の１以内とする。

（１）別表第１の第１号及び第６号に掲げる施設にあっては２分の１以内

（２）離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第４条の離島振興計画に掲げる施設（別表第１の第３号に掲げる施設に限る。）にあっては 10 分の 5.5 以内

（３）奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第５条の振興開発計画に掲げる施設（別表第１の第３号に掲げる施設に限る。）にあっては 10 分の 5.5 以内

（４）山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第８条の山村振興計画（財政力指数が 0.44 以下である市町村の計画に限る。）に掲げる施設（別表第１の第３号及び第４号（林野火災用活動拠点広場に限る。）に掲げる施設に限る。）にあっては 10 分の 5.5 以内

（５）小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第６条の振興開発計画に掲げる施設（別表第１の第３号に掲げる施設に限る。）にあっては 10 分の 5.5 以内

（６）沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第４条の沖縄振興計画に掲げる施設（別表第１の第３号に掲げる施設に限る。）にあっては 10 分の 5.5 以内

（７）活動火山対策特別措置法第 14 条の避難施設緊急整備計画に掲げる施設（別表第１の第５号に掲げる施設に限る。）にあっては２分の１以内

（８）地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）第２条の地震対策緊急整備事業計画に掲げる施設（別表第１の第３号に掲げる施設に限る。）にあっては２分の１以内

（９）地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）第２条の地震防災緊急事業五箇年計画に掲げる施設（別表第１の第２号に掲げる施設に限る。）にあっては２分の１以内

(10) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号。以下「過疎法」という）第８条の過疎地域持続的発展市町村計画に掲げる施設（別表第１の第３号に掲げる施設に限る。））にあっては 10 分の 5.5 以内

（交付申請）

第７条　施設補助金の交付の申請をしようとする地方公共団体は、交付申請書を、都道府県にあっては消防庁長官に、市町村にあっては都道府県知事を経由して消防庁長官に提出しなければならない。

２　交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

（１）交付申請書の様式は別記様式第１によるものとする。

（２）交付申請書の提出部数は、都道府県にあっては１部、市町村にあっては２部（消防庁用正本１部、都道府県用副本１部）とする。

（３）当該交付申請書に添付すべき書類は、別表第４のとおりとする。ただし、別に定め

る場合にあっては、既に提出されたものとみなし、添付することを要しない。

3　都道府県知事は、第１項の交付申請書を受理したときは内容を審査し、別記様式第３による補助金交付調書に必要事項を記載のうえ、当該調書の写しを１部添付して消防庁長官に提出しなければならない。

（補助金交付調書）

第８条　都道府県知事は、前条第３項の補助金交付調書を施設補助金の額の確定等の記録のために保管しなければならない。

（交付の決定等）

第９条　消防庁長官は、第７条の規定により交付申請書の提出があった場合には、法令及び予算の定めるところに従い、施設補助金の交付を適当と認めるときは、施設補助金の交付を決定するとともに交付の申請があった地方公共団体に対して交付決定の通知をする。

2　施設補助金の交付の決定を受けた地方公共団体（以下「補助事業者」という。）が市町村である場合にあっては、総務大臣は都道府県の支出負担行為担当官（消防主管部長）に対し、支出負担行為計画の示達を行うものとする。

（交付の条件）

第 10 条　適正化法第７条及び交付規則第４条の規定に基づく補助条件は次のとおりとする。

（１）基準額中事務費を含む補助事業にあっては、補助事業の経費を事務費へ流用する場合には、別記様式第４により申請し、補助事業の経費の配分の変更について、消防庁長官の承認を受けることを要するものであること。

（２）補助事業について、次に掲げる変更を行う場合には、別記様式第５（エについては別記様式第６）により申請し、消防庁長官の承認を受けることを要するものであること。

ア　補助対象施設の種類又は補助金額を変更する場合

イ　補助対象施設の配置又は設置場所を変更する場合

ウ　補助対象施設の設計又は構造を変更する場合

エ　第４条に定める規格の一部を変更する場合

オ　救助活動等拠点施設等に係る補助対象施設の種類又は数量を変更する場合

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽微な変更を行う場合には、同項の規定に基づく承認を受けることを要しないものとする。

（１）補助対象施設の同一種類中、型（級）別を基準額の同位以上のものに変更する場合において、施設補助金を加算して要望しない場合

（２）同一の市街地（消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第１号）第２条第１号に規定する市街地をいう。）又は準市街地（消防力の整備指針第２条第２号に規定する準市街地をいう。）内において補助対象施設の配置又は設置場所を変更する場合

（３）第４条に定める補助対象施設の規格の範囲内で設計又は構造を変更する場合で、補助金額に異動のない場合

（４）救助活動等拠点施設等に係る補助対象施設又は数量の変更がある場合で、第４条に定める規格の範囲内に変更するもので補助対象区分ごとの補助金額に異動のない場合

３　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第７により申請し、消防庁長官の承認を受けることを要するものとする。

４　補助事業が交付申請書に記載した補助事業完了の予定日より遅延する場合において、当該年度内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは消防庁長官に、その他のときは都道府県知事（都道府県が補助事業者である場合は、消防庁長官。以下第６項、第 11 条第２項、第 12 条第１項から第４項まで、第 13 条第１項、第 15 条、第 16 条第１項及び第５項並びに第 19 条第３項において同じ。）に、別記様式第８により速やかに報告してその指示を求めるものとする。

５　施設補助金により取得した補助対象施設は、補助事業完了後において施設補助金の交付の目的に従い、善良なる管理者の注意をもって効率的に運営管理しなければならない。

６　都道府県知事は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められた場合において適正化法第７条第２項の規定に基づき、施設補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した施設補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことを命ずることができる。

７　都道府県知事は、第１項又は第３項の規定に基づき、変更等があったとき及び前項に照らし必要があると認めるときは、第８条の補助金交付調書の都道府県知事保管分に必要事項を記録しなければならない。

（申請の取下げ）

第11条　適正化法第９条第１項の規定に基づく申請の取下げをすることができる期限は、交付の決定の通知を受けた日から起算して 20 日以内とする。

２　前項の取下げは、都道府県知事に申し出ることによって行うものとする。

３　都道府県知事は、前項の申出があったときは速やかに消防庁長官に報告しなければならない。

（補助事業の遂行）

第 12 条　補助事業者は、適正化法第３条の趣旨に従い、施設補助金の公正かつ効率的使用と補助事業の誠実な執行に努めるとともに、同法第 12 条及び交付規則第６条の規定に基づき、補助事業の遂行の状況に関し、都道府県知事に必要に応じ報告しなければならない。

２　都道府県知事は、適正化法第 13 条第１項の規定に基づき、補助事業者が施設補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。

３　都道府県知事は、適正化法第 13 条第２項の規定に基づき、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

４　都道府県知事は、前２項の命令に当たっては、適正化法第 24 条の規定に留意しなければならない。

５　都道府県知事は、第２項及び第３項の命令に当たっては、必要に応じ消防庁長官に報告を行い、指示を求めることができる。

（実績報告）

第 13 条　補助事業者は、補助事業を完了し、又は廃止した場合には、適正化法第 14 条の規定に基づき実績報告書を別記様式第９により都道府県知事に正本１部を提出しなければならない。

２　前項の報告書には、別表第４に掲げる書類を添付すること。ただし、既提出書類とその内容が全く同一の書類については、添付することを要しない。

（実績報告書の提出期限）

第 14 条　実績報告書の提出期限については、適正化法第 14 条前段の場合にあっては、補助事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して１月以内又はその翌年度の４月５日までのいずれか早い日とし、適正化法第 14 条後段の場合にあっては、翌年度の４月 30 日とする。

（是正のための措置）

第 15 条　都道府県知事は、適正化法第 16 条の規定に基づき、補助事業の成果が施設補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命ずることができる。

（補助金の額の確定）

第 16 条　都道府県知事は、実績報告書による審査等のうえ、速やかに施設補助金の額の確定を行い補助事業者に別記様式第 11 により通知しなければならない。

２　施設補助金の確定額は、補助事業ごとの経費の配分に対応する実支出額に第６条に定める補助率を乗じて得た額又は当該配分された経費に対応する補助金の額のうちいずれか少ない額の合計額とする。

３　都道府県知事は第１項の施設補助金を確定し補助事業者に確定通知を行うときは、第８条に定める補助金交付調書の都道府県知事保管分に記録し、別記様式第 12 により、消防庁長官に速やかに報告するものとし、都道府県の支出官は総務大臣から精算のための支払計画の示達を受けるものとする。

４　施設補助金の額の確定の通知は、実績報告書の受理後 20 日以内に行うものとする。

５　都道府県知事は確定を行った後、別記様式第 13 の実績報告検収調書に記入し、補助金交付調書と共に保管しなければならない。

６　都道府県知事は、当該都道府県における最終の施設補助金の額を確定し報告する際に

は、実績報告検収調書の写しを消防庁長官に送付するものとする。

（補助金の返還の期限）

第 17 条　施設補助金の返還の期限については、適正化法第 18 条第１項の場合にあっては、施設補助金の交付の決定の取消の通知の日から 20 日以内とし、適正化法第 18 条第２項の場合にあっては、施設補助金の額の確定の通知の日から 20 日以内とする。ただし、施設補助金の返還のための予算措置につき、当該団体の議会の議決を必要とする場合で、かつ本条の期限により難い場合には、施設補助金の額の確定の通知の日から 90 日以内で消防庁長官が別に定める日以内とすることができる。

（財産の処分の制限）

第 18 条　適正化法施行令第 13 条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、補助対象施設のうち、単価 50 万円以上のものとする。

２　補助事業により取得した財産の管理者は、補助事業により取得した財産を施設補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供しようとする場合又は交付規則第８条に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、適正化法第 22 条の規定に基づき、都道府県にあっては消防庁長官の承認を、市町村にあっては都道府県知事を経由して消防庁長官の承認を受けなければならない。

３　前項の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の一部を国に納付させることができるものとする。

（補助事業及び補助事業により取得した財産の承継等）

第 19 条　当該年度の補助事業のほか、前年度の補助事業により取得した財産の管理者の変更については、都道府県にあっては消防庁長官に、市町村にあっては都道府県知事を経由して消防庁長官に届出なければならない。

２　当該年度若しくは前年度の補助事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更については、消防庁長官の承認を受けなければならない。

３　前々年度以前の補助事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更及び前条に定める以外の財産の処分については、当該財産を取得してから５年の間は理由を付して都道府県知事に届出なければならない。

４　都道府県知事は、前条及び前３項の処分等があった場合には、第８条の補助金交付調書の都道府県知事保管分に記録しなければならない。

（補助事業の検査等）

第 20 条　補助事業は、補助事業者の定める財務規則等に基づく検収又は竣工検査に合格のうえ完了するものとし、補助事業者は財産台帳に記録するとともに、仕様書又は構造図等関係書類を必要に応じ保管しなければならない。

２　総務大臣又は都道府県知事は、適正化法第 23 条の規定に基づき補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、職員をして検査等をさせることができる。

３　前項の職員は、その身分を示す証票（別記様式第 14）を携帯し、関係者の要求がある

ときは、これを提示しなければならない。

（その他）

第 21 条　第４条に定める規格以外のもの（基本設計の変更を要するものを除く。）を補助対象施設に付加するときは、補助対象事業に係る部分と補助対象事業にならない部分の経費の区分を明確にするとともに、その内容を明記した書類を第 13 条に定める実績報告書に添付するものとする。

２　基本設計の変更を要するようなものを補助対象施設に付加することはできない。

第 22 条　補助対象施設の規格の細目その他の必要な事項は、別に定める。

附　則（平成 14 年４月１日消防消第 69 号）

１　この要綱は、平成 14 年度分の補助金から適用する。

２　別段の定めがある場合を除き、平成 13 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

３　過疎地域自立促進特別措置法附則第５条第１項前段に規定する特定市町村又は同法附則第７条の規定により特定市町村の区域とみなされた区域を含む市町村（以下「特定市町村等」という。）が整備する、この補助金の交付の対象となる施設に対する補助率は、平成 14 年度分から平成 16 年度分の補助金に係るものに限り、第６条の規定にかかわらず、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。

（１）過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成 12 年政令第 175 号）附則第３条第２項の規定により定める過疎地域自立促進市町村計画（以下「過疎市町村計画」という。）に掲げる施設（消防施設強化促進法施行令（昭和 28 年政令第 124 号）に掲げる消防施設（防火水槽（林野分及び原子力分を含む。）に限る。））　予算の範囲内で基準額告示に定める基準額の 10 分の 5.5 以内

（２）既に事業実施前段階の調査等に着手している施設、又は過疎市町村計画等何らかの市町村計画、都道府県計画等既存の計画若しくは構想等に定められ若しくは想定されている施設のうち、前号に掲げる施設以外の施設（特定市町村等の区域内に整備する施設に限る。）　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア　平成 14 年度分の補助金に係るもの　予算の範囲内で別表第１及び別表第３に定める基準額の 10 分の 4.6 以内

イ　平成 15 年度分の補助金に係るもの　予算の範囲内で別表第１及び別表第３に定める基準額の 10 分の 4.2 以内

ウ　平成 16 年度分の補助金に係るもの　予算の範囲内で別表第１及び別表第３に定める基準額の 10 分の 3.7 以内

４　次に掲げる要綱は廃止する。

（１）消防防災施設整備費補助金交付要綱

（２）市町村消防施設整備費補助金交付要綱

附　則（平成 15 年１月 31 日消防消第 16 号）

この要綱は、平成 15 年１月 31 日から適用する。

附　則（平成 15 年４月１日消防消第 69 号）

1　この要綱は、平成 15 年度分の補助金から適用する。

2　別段の定めがある場合を除き、平成 14 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成 16 年４月１日消防消第 83 号）

1　この要綱は、平成 16 年度分の補助金から適用する。

2　別段の定めがある場合を除き、平成 15 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成 17 年２月１日消防消第 30 号）

この要綱は、平成 17 年２月１日から適用する。

附　則（平成 17 年４月１日消防消第 78 号）

1　この要綱は、平成 17 年度分の補助金から適用する。

2　別段の定めがある場合を除き、平成 16 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成 17 年６月 13 日消防消第 127 号）

この要綱は、平成 17 年６月 13 日から適用する。

附　則（平成 18 年４月１日消防消第 49 号）

1　この要綱は、平成 18 年度分の補助金から適用する。

2　別段の定めがある場合を除き、平成 17 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成 19 年４月１日消防消第 50 号）

1　この要綱は、平成 19 年度分の補助金から適用する。

2　別段の定めがある場合を除き、平成 18 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成 20 年４月１日消防消第 47 号）

1　この要綱は、平成 20 年度分の補助金から適用する。

2　別段の定めがある場合を除き、平成 19 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成 21 年４月１日消防消第 78 号）

1　この要綱は、平成 21 年度分の補助金から適用する。

2　別段の定めがある場合を除き、平成 20 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成 22 年４月１日消防消第 69 号）

1　この要綱は、平成 22 年度分の補助金から適用する。

2　別段の定めがある場合を除き、平成 21 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成 23 年５月 10 日消防消第 56 号）

1　この要綱は、平成 23 年度分の補助金から適用する。

2　別段の定めがある場合を除き、平成 22 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成 24 年 4 月 6 日消防消第 86 号）

1　この要綱は、平成 24 年度分の補助金から適用する。

2　平成 23 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成 24 年 11 月 30 日消防消第 242 号）

1　この要綱は、平成 24 年度分の補助金から適用する。

2　平成 24 年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用（平成 24 年 10 月 26 日閣議決定）に係る補助金に限り、第３条第１項ただし書中「950 万円（特別区が連合して維持する消防にあっては 9,500 万円）」とあるのは、「100 万円」と読み替えるものとする。この場合において、同条第２項の規定は適用しない。

附　則（平成 25 年 2 月 26 日消防消第 20 号）

1　この要綱は、平成 24 年度分の補助金から適用する。

2　平成 24 年度補正予算（第１号）に係る補助金に限り、第３条第１項ただし書中「9,500 万円」とあるのは、「5,000 万円」に、「950 万円」とあるのは、「500 万円」と読み替えるものとする。

附　則（平成 25 年５月 16 日消防消第 65 号）

1　この要綱は、平成 25 年度分の補助金から適用する。

2　平成 24 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成 26 年４月１日消防消第 75 号）

1　この要綱は、平成 26 年度分の補助金から適用する。

2　平成 25 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成 27 年２月９日消防消第 16 号）

1　この要綱は、平成 26 年度分の補助金から適用する。

2　平成 26 年度補正予算（第１号）に係る補助金に限り、別表第１の第１号から４号まで及び６号から８号までに掲げる施設に係るものについては、第３条第１項ただし書中「950 万円」とあるのは、「100 万円」と読み替えるものとする。この場合において、同条第２項の規定は適用しない。

3　平成 26 年度補正予算（第１号）に係る補助金に限り、別表第１の第５号に掲げる施設に係るものについては、第３条第１項ただし書及び同条第２項の規定は適用しない。

附　則（平成 27 年４月 16 日消防消第 79 号）

1　この要綱は、平成 27 年度分の補助金から適用する。

2　平成 26 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成 28 年４月８日消防消第 69 号）

1　この要綱は、平成 28 年度分の補助金から適用する。

2　平成 27 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成 29 年４月１日消防消第 66 号）

1　この要綱は、平成 29 年度分の補助金から適用する。

2　平成 28 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成 30 年４月１日消防消第 68 号）

1　この要綱は、平成 30 年度分の補助金から適用する。

2　平成 29 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成 31 年４月１日消防消第 82 号）

1　この要綱は、平成 31 年度分の補助金から適用する。

2　平成 30 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和元年５月１日消防消第 49 号）

1　この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

2　平成 30 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和元年７月１日消防消第 63 号）

1　この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

2　平成 30 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和２年４月１日消防消第 28 号）

1　この要綱は、令和２年度分の補助金から適用する。

2　令和元年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和３年４月１日消防消第 68 号）

1　この要綱は、令和３年度分の補助金から適用する。

2　令和２年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

3　過疎法附則第５条第１項に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、同法附則第７条第１項及び同法附則第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。以下同じ。）については、令和９年３月 31 日まで６年間（同法附則第５条第１項に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。以下同じ。）については、令和 10 年３月 31 日まで７年間）の経過措置として、この補助金の交付の対象となる施設に対する補助率は、令和３年度分から令和８年度分（特別特定市町村については令和９年度分）の補助金に係るものに限り、第６条の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定める割合とする。この場合において、経過措置が適用される事業については、過疎地域自立特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）の失効する日までに事業実施前段階の調査等に着手しているもの、何らかの市町村計画又は都道

府県計画等既存の計画、構想等に定められ、若しくは想定されている事業を原則とする。なお、本項により経過措置が適用された令和８年度分の補助金で令和９年度以降の年度（特別特定市町村については、令和９年度分の補助金で令和 10 年度以降の年度）に繰り越したものがある場合には、特定市町村又は特別特定市町村はなお補助事業者とする。

(1) 特定市町村

	事業年度					
	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
補助率	5.5/10	5.5/10	5.1/10	4.6/10	4.2/10	3.7/10

(2) 特別特定市町村

	事業年度						
	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
補助率	5.5/10	5.5/10	5.5/10	5.1/10	4.6/10	4.2/10	3.7/10

附　則（令和４年５月 12 日消防消第 139 号）

１　この要綱は、令和４年度分の補助金から適用する。

２　令和３年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和５年４月３日消防消第 85 号）

１　この要綱は、令和５年度分の補助金から適用する。

２　令和４年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和６年３月 27 日消防消第 81 号）

１　この要綱は、令和６年度分の補助金から適用する。

２　令和５年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和７年４月１日消防消第 125 号）

１　この要綱は、令和７年度分の補助金から適用する。

２　令和６年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和８年４月８日消防消第 123 号）

１　この要綱は、令和８年度分の補助金から適用する。

２　令和７年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

別表第１

補助対象施設の種類及び型（級）別基準額

	補助対象施設及び型（級）		基準額（千円）
１	耐震性貯水槽	40㎥型	８，１７７
		60㎥型	１４，１１１
		100㎥型	２２，１７７
		200㎥型	４４，４３５
		300㎥型以上	４４，４３５＋１７，８２５(※) ※200 ㎥を越える部分の 100 ㎥毎の基準額
		地上設置40㎥型	１０，８５０
		地上設置60㎥型	１９，７７２
		地上設置100㎥型	２９，０８５
		飲料水兼用40㎥型	４３，１８２
		飲料水兼用60㎥型	６２，６１３
		飲料水兼用100㎥型	７０，５３８
		飲料水兼用1,500㎥型	３６４，２３７
		飲料水兼用地上設置40㎥型	５６，５６６
		飲料水兼用地上設置60㎥型	６３，５７３
		飲料水兼用地上設置100㎥型	８４，２９１
２	備蓄倉庫（地域防災拠点施設）		１７９ （延べ床面積１㎡当たりの基準額）
３	防火水槽（林野分）	有蓋	３，７７５
		無蓋	３，１００

		無　底	３，１００
４	救助活動等拠点施設等	ヘリコプター離着陸場	５９，３１８
		資機材保管等施設	２４，５１１
		空中消火等資機材	１２，４３９
		自家給油施設	５５，０８９
		合　　計	１５１，３５７
５	活動火山対策避難施設	退　避　壕	補助対象経費
		退　避　舎	補助対象経費
		ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ離着陸用広場	補助対象経費
６	画像伝送システム（施設分）	消防本部地球局施設	２８，４５１
		消防用高所監視施設	９３，１６５
７	広域訓練拠点施設		３２９，０８４
８	救急安心センター等整備事業	救急安心センター整備事業	１１，２８３
		救急医療情報収集装置	１，６９３

備考

１　補助対象施設の基準額が、当該施設の整備に要する経費を超える場合においては、当該施設の整備に要する経費をもって基準額とする。

２　「耐震性貯水槽」の300㎥型以上の基準額は、200㎥型の基準額（44,435千円）に、当該整備容量（単位は「㎥」とする。）から200を減じて100で除した値（小数点以下切り捨て）に17,825千円を乗じた額を加算した額とする。

３　「耐震性貯水槽」の補助対象経費は、(1)工事費（施設整備に必要な工事費又は工事請負費（飲料水供給施設に要する経費を除く。））、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、基準額の2.9%以内とする。）とする。

４　耐震性貯水槽（飲料水兼用40㎥型、飲料水兼用60㎥型、飲料水兼用100㎥型、飲料水兼用地上設置40㎥型、飲料水兼用地上設置60㎥型及び飲料水兼用地上設置100㎥型に限る。）に、緊急遮断装置を設けない場合の基準額は、その基準額から7,689千円を控除した額とする。

5　豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第１項の規定により豪雪地帯の指定を受けた地域に耐震性貯水槽を設置する場合で、立上り吸水管の工事が必要であると消防庁長官が認めた場合における耐震性貯水槽の基準額は、359千円を超えない範囲内においてそれぞれの基準額に立上り吸水管の工事費を加算した額とする。

6　「備蓄倉庫（地域防災拠点施設）」の補助対象経費は、(1)工事費（施設整備に必要な工事費又は工事請負費（門、囲障、排水施設、構内通路及び外溝整備等に要する経費を含む。））、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、基準額の2.9％以内とする。）とする。

7　「防火水槽（林野分。以下同じ。）」の補助対象経費は、(1)工事費（本工事費及び工事雑費）及び事務雑費とする。

8　前項の場合において、本工事費とは、直営のときは労務費、材料費（運搬費を含む。以下同じ。）、損料、保険料等をいい、請負のときは労務費、材料費、損料、諸経費（請負業者が負担する保険料、請負業者の利潤等をいう。）等をいい、工事雑費とは、工事現場において、必要な備品購入費、消耗品費、光熱水費等をいい、事務雑費とは、工事に伴う職員の旅費、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等をいう。この場合において、基準額に対する工事雑費、事務雑費及び諸経費の割合は、工事雑費については２％以内、事務雑費については2.9％以内、諸経費については５％以内とする。

9　防火水槽の容量は、40㎥以上とする。

10　消防力の整備指針第２条第１号に規定する市街地に設置する防火水槽（無蓋及び無底を除く。）の基準額は、その基準額に599千円を加算した額とする。

11　豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第１項の規定により豪雪地帯の指定を受けた地域に防火水槽を設置する場合で、立上り吸水管の工事が必要であると消防庁長官が認めた場合における防火水槽の基準額は、359千円を超えない範囲内においてそれぞれの基準額に立上り吸水管の工事費を加算した額とする。

12　掘削１ｍ未満でゆう水のある地域又は土質の関係上くい打ちを要する地域に設置する40㎥型有蓋又は無蓋の防火水槽で、ゆう水対策又はくい打ち工事に特に多額の経費を要すると消防庁長官が認めた場合における防火水槽の基準額は、359千円を超えない範囲内においてそれぞれの基準額にゆう水対策又はくい打ちの工事費を加算した額とする。

13　救助活動等拠点施設等とは、救助活動等拠点施設及び林野火災用活動拠点広場であり、救助活動等拠点施設にあっては、ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設及び自家給油施設の全部又は一部を、林野火災用活動拠点広場にあっては、ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設、空中消火等資機材及び自家給油施設の全部又は一部を有するものとする。

14　「救助活動等拠点施設等」のヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設及び自家給油施設の補助対象経費は、(1)工事費（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理

費)、(2)工事雑費（工事費の２％以内とする。ただし、人件費は除く。)、(3)事務雑費（工事の施工に直接必要な事務雑費であって、工事費及び工事雑費の合計額の2.9％以内）とし、空中消火等資機材の補助対象経費は、消火薬剤散布装置、混合機、かくはん機、粉砕機、組立水槽、可搬式動力ポンプ、ホース、吸管、ベルトコンベア及び可搬式散水装置のうち、補助事業者が選択するものの購入費とする。また、救助活動等拠点施設等を構成する区分ごとの補助対象額は、基準額の20％の範囲内で、他の対象額から流用を受けることができる。

15　「活動火山対策避難施設」の補助対象経費は、(1)工事費（施設の整備又は改修（噴石への衝撃耐力の向上に必要な屋根等の改修に限る。）に必要な工事費)、(2)事務雑費（工事の施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費の2.9％以内とする。）とする。民間事業者が整備する活動火山対策特別措置法第６条第１項第３号に掲げる避難施設（火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者が利用するものに限る。）にあっては、当該補助対象経費について、地方公共団体が民間事業者に補助する額（都道府県及び市町村がそれぞれ民間事業者に補助する場合にあっては、いずれか一方が補助する額。）とする。

16　「画像伝送システム（施設分)」の補助対象経費は、(1)建築工事費（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費)、(2)工事雑費（建築工事費の２％以内とする。ただし、人件費は除く。)、(3)事務雑費（工事の施工に直接必要な事務雑費であって、建築工事費及び工事雑費の合計額の2.9％以内）とする。

17　「広域訓練拠点施設」の補助対象経費は、(1)工事費（施設整備（外構工事費を含む。）に必要な工事費又は工事請負費)、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、基準額の2.9％以内とする。）とする。

18　「救急安心センター等整備事業」の補助対象経費は、(1)工事費（施設整備に必要な工事費又は工事請負費)、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、基準額の2.9％以内とする。）とする。

別表第２

補助対象施設の型別基準額（高機能消防指令センター総合整備事業）

装置の種類	基準額（千円）		
	離島型	Ⅱ型	Ⅲ型
1 指令装置	８８，７２８	１３２，１２４	１９６，１３８
（1）指令台			
（2）自動出動指定装置			
ア 制御処理装置			
イ ディスプレイ			
（3）地図等検索装置			
ア 地図等検索装置			
イ 地図用ディスプレイ			
（4）長時間録音装置			
（5）非常用指令設備			
（6）指令制御装置			
（7）携帯電話・IP電話受信転送装置			
（8）プリンタ			
（9）カラープリンタ			
(10) スキャナ			
(11) 署所端末			
2 指揮台	―	６，２６１	６，２６１
3 表示盤	１４，０９４	２０，６４０	４１，８４３
（1）車両運用表示盤			
（2）支援情報表示盤			
（3）多目的情報表示装置			
4 無線統制台	４，８３５	５，５４１	９，６５９
5 指令電送装置	６，９１５	１３，０７６	３１，５５７
（1）指令情報送信装置			
（2）指令情報出力装置			
6 気象情報収集装置	６，８８５	６，８８５	６，８８５
7 災害状況等自動案内装置	５４４	５４４	５４４
8 順次指令装置	１，５１２	１，５１２	１，５１２
9 音声合成装置	５，９２９	５，９２９	７，４３０
10 出動車両運用管理装置	３２，２１０	５２，４４６	２５６，５８２
（1）管理装置			

（2）車両運用端末装置 （3）車外設定端末装置			
11 システム監視装置	1，467	1，467	1，467
12 電源設備 （1）無停電電源装置 （2）直流電源装置（12V系） （3）直流電源装置（48V系） （4）非常用発動発電機 （5）非常用発動発電機（署所用）	28，370	49，526	103，330
13 統合型位置情報通知装置	17，771	17，771	19，548
14 位置情報通知装置	11，847	11，847	17，771
小計（1） （13 統合型位置情報通知装置の場合）	209，260	313，722	682，756
小計（2） （14 位置情報通知装置の場合）	203，336	307，798	680，979
工事費 A	13，992	19，650	29，169
合計（1）＋A	223，252	333，372	711，925
合計（2）＋A	217，328	327，448	710，148
15 消防用高所監視施設 B	93，165	93，165	93，165
（参考） 再計（1）＋A＋B	316，417	426，537	805，090
（参考） 再計（2）＋A＋B	310，493	420，613	803，313

備 考

1 補助対象施設の基準額が、当該施設の整備に要する経費を超える場合においては、当該施設の整備に要する経費をもって基準額とする。

2 装置の種類ごとの基準額は、当該基準額の20%の範囲内において他の基準額から流用を受けることができる。ただし、消防用高所監視施設は除く。

3 工事費は、システム据付に伴う室内改修費（壁面補強、床高確保、床荷重補強等）及び機器の据付・調整に必要な経費であって、表の小計欄の金額に対する基準額の合計額の割合で、表の工事費欄の金額を按分した額とする。

4 署所等の数が離島型にあっては3を、Ⅱ型にあっては6を、Ⅲ型にあっては15をそれぞれ下回る場合の指令装置の基準額は、その下回った署所等の数につき、1箇所当たり1,120千円をそれぞれの基準額から控除した額とする。

5 署所等の数が離島型にあっては3を、Ⅱ型にあっては6を、Ⅲ型にあっては15をそれぞれ下回る場合の指令電送装置の基準額は、その下回った署所等の数につき、1箇所当たり2,054千円をそれぞれの基準額から控除した額とする。

6　出動車両運用管理装置について、Ⅱ型にあって離島型と同様の規格の出動車両運用管理装置を整備する場合の基準額は、20,236 千円を控除した額とし、Ⅲ型にあってⅡ型と同様の規格の出動車両運用管理装置を整備する場合の基準額は、109,398 千円を控除した額とする。

7　署所等の数が離島型にあっては３を、Ⅱ型にあっては６を、Ⅲ型にあっては 15 をそれぞれ下回る場合の電源設備の基準額は、その下回った署所等の数につき１箇所当たり離島型にあっては 2,646 千円、Ⅱ型にあっては 3,637 千円、Ⅲ型にあっては 3,994 千円をそれぞれの基準額から控除した額とする。

8　統合型位置情報通知装置又は位置情報通知装置にあっては、いずれか一方の装置のみを補助対象とする。

9　消防用高所監視施設の補助対象経費は、(1)工事費（施設整備に必要な工事費又は工事請負費)、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、基準額の 2.9%以内とする。)、(3)その他施設に必要な資機材等の購入費とする。

別表第３

第１　耐震性貯水槽

１　40㎥型、60㎥型、100㎥型、200㎥型及び300㎥型以上の規格は次によるものでなければならない。

(1)　形状等は、次のとおりであること。

ア　地下に埋設し、一槽式で有蓋のものであること。

イ　容量は40㎥型にあっては40㎥以上、60㎥型にあっては60㎥以上、100㎥型にあっては100㎥以上、200㎥型にあっては200㎥以上、300㎥型以上にあっては300㎥以上であること。

ウ　容量の算定は、連結立管を含む吸管投入孔及び集水ピット（消防水利の有効利用を図るため、水槽の底部の一部に設けられる取水部分をいう。）の容量を除き本体の容量を算定するものであること。

エ　水槽底の深さは、地上から取水可能な程度とすること。

(2)　吸管投入孔は、次のとおりであること。

ア　吸管投入孔は、水槽設置場所、消火活動等を考慮し、頂版部に、40㎥型、60㎥型及び100㎥型の水槽には１又は２、200㎥型以上1,500㎥型未満の水槽については２以上、1,500㎥型以上の水槽には４以上設けるものとする。

イ　原則として丸型とし、直径が60㎝以上であること。

ウ　吸管投入孔の開口部には、吸管投入孔蓋及び吸管投入孔蓋を受ける口環を設けるものとし、これらの材質は、必要な強度及び耐食性を有するものであること。

エ　吸管投入孔の地表部と水槽本体を結ぶ連結立管を設ける場合には、鉄筋コンクリート製、鋼製、鋳鉄製、ＦＲＰ製又はこれらと同等以上のものとし、水平方向加荷重によって移動しないよう水槽本体に取り付けるものであること。なお、ＦＲＰ製の耐震性貯水槽を自動車荷重が見込まれる場所に設置する場合にあっては、吸管投入孔地表部の自動車荷重が直接水槽本体に伝わらないように連結立管を設けるものであること。

(3)　耐震性を有し、かつ、水密性の構造のものであること。この場合、地震時の自重及び固定負載重量に起因する慣性力、地震時土圧及び内水の地震時動水圧は、設置場所の地盤等の条件に基づき耐震設計の計算を行い設計水平震度を求める場合（二次製品防火水槽等のうち二次製品耐震性貯水槽（以下「二次製品耐震性貯水槽」という。）を除く。）を除き、設計水平震度を0.288として計算すること。また、基礎は地震動等に耐える構造とすること。

(4)　上載荷重等は、次のとおりであること。

交通荷重は、設置場所が道路で道路管理者との取り決めがない場合又は道路以外で交通荷重が予想される場所に設置する場合には次の条件による。

ア　自動車荷重は、設置場所の状況によりＴ－20荷重（200kN）又はＴ－25荷重

（250kN）で、土中に45度分散させた等分布荷重とすること。

イ　自動車荷重の衝撃係数は30％とすること。

ウ　歩道部には群集荷重５kN/㎡を載荷すること。

エ　交通荷重を載荷しない場合には、原則として不測荷重として10kN/㎡を載荷すること。

(5)　主要構造材料及び部材厚等は、次のとおりであること。

ア　コンクリートの設計基準強度は、耐久性、水密性を考慮し、現場打ち耐震性貯水槽にあっては24N/㎟以上、二次製品耐震性貯水槽にあっては30N/㎟以上とすること。

イ　鉄筋は主鉄筋及び配力鉄筋とも原則としてＪＩＳ（産業標準化法（昭和24年法律185号）第20条第１項の日本産業規格をいう。次表において同じ。）Ｇ　3112に適合するＳＤ 295又はＳＤ 345を使用すること。

ウ　頂版、側版、底版には断面算定上は鉄筋を必要としない部分も含めて断面の内側及び外側に直交する各方向ともＳＤ13以上の鉄筋を30㎝以下の中心間隔で配置すること。

エ　鋼材（鋼板）は、コンクリート被覆又は防錆処理が施されたものであること。

オ　ＦＲＰは、強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂及びガラス繊維強化材を使用したものであること。

カ　主要構造部材の厚さは、現場打ち耐震性貯水槽にあっては30㎝以上、二次製品耐震性貯水槽のＲＣ部材にあっては20㎝以上、ＰＣ部材にあっては15㎝以上、鋼板等にあっては3.2㎜以上、ＦＲＰ部材にあっては4.5㎜以上とし、構造形式に応じて適切に設定すること。

(6)　集水ピットは、次のとおりであること。

ア　十分な強度を有し、かつ、水密性が確保されるものであること。

イ　吸管投入孔のおおむね直下に設けるものであること。

ウ　一辺の長さ又は直径が60㎝以上で、かつ、深さが30㎝以上であること。

エ　水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造であること。

(7)　立上り吸水管を貫通させる開口部を設ける場合は、頂版部に設けるとともに、十分な耐震性を有する構造とすること。

２　地上設置40㎥型、地上設置60㎥型及び地上設置100㎥型の規格は次によるものでなければならない。

(1)　形状等は、次のとおりであること。

ア　地上に設置し、一槽式で有蓋のものであること。

イ　容量は地上設置40㎥型にあっては40㎥以上、地上設置60㎥型にあっては60㎥以上、地上設置100㎥型にあっては100㎥以上であること。

(2)　耐震性を有し、かつ、水密性の構造のものであること。この場合、地震時の自重に

起因する慣性力、内水の地震時動水圧は、設置場所の地盤等の条件に基づき耐震設計の計算を行い設計水平震度を求める場合（二次製品耐震性貯水槽を除く。）を除き、設計水平震度を0.6以上として計算すること。また、基礎は地震動等に耐える構造とすること。

(3)　主要構造材料及び部材厚等は、第１号(5)アからエまでによるほか、次によること。

主要構造部材の厚さは、現場打ち耐震性貯水槽にあっては30cm以上、二次製品耐震性貯水槽のＲＣ部材にあっては20cm以上、ＰＣ部材にあっては15cm以上、鋼板等にあっては3.2mm以上とし、構造形式に応じて適切に設定する。

(4)　専用導水装置は２個以上設置するものとし、採水口及び導水管は耐食性を有するものであることのほか次によること。また、基礎は地震動等に耐える構造とすること。

ア　採水口

(ｱ)　１個ごとの単独配管とすること。

(ｲ)　消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成25年総務省令第23号。以下「結合金具の規格省令」という。)に規定される、呼称65の差込式受け口又は呼称75のねじ式差し口にかん合可能な採水口とすること。

(ｳ)　結合金具は採水に支障のない位置に設けること。

イ　導水管の口径は毎分１㎥以上取水できるものであること。

(5)　吸管投入孔を設ける場合は、吸管投入孔は第１号(2)ア及びウによるほか、次によること。

角型では60cm角以上、丸型では直径60cm以上とすること。

(6)　集水ピットを設ける場合は、集水ピットは、次のとおりであること。

ア　十分な強度を有し、かつ、水密性が確保されるものであること。

イ　吸管投入孔のおおむね直下とし、集水ピットは基礎内に埋設してはならない。

ウ　一辺の長さ又は直径が60cm以上で、かつ、深さが30cm以上であること。

エ　水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造であること。

(7)　点検口は、原則として丸型とし、直径60cm以上のものを１箇所以上設けること。

３　飲料水兼用40㎥型、飲料水兼用60㎥型及び飲料水兼用100㎥型の規格は第１号(3)、(4)及び第２号(3)によるほか、次によるものでなければならない。

(1)　形状等は、第１号(1)ア、ウ、エ及び第２号(7)によるほか、次によること。

容量は飲料水兼用40㎥型にあっては40㎥以上、飲料水兼用60㎥型にあっては60㎥以上、飲料水兼用100㎥型にあっては100㎥以上であること。

(2)　専用導水装置は２個以上設置するものとし、採水口及び導水管は耐食性を有するものであることのほか次によること。

ア　採水口

(ｱ)　１個ごとの単独配管とすること。

(ｲ)　結合金具の規格省令に規定される、呼称65の差込式受け口又は呼称75のねじ式差し口にかん合可能な採水口とすること。

イ　導水管の口径は毎分１㎥以上取水できるものであること。

(3)　集水ピットを設ける場合は、集水ピットは第１号(6)によること。この場合において、「吸管投入孔」とあるのは「点検口」と読み替えるものとする。

(4)　流入管及び流出管には、必要に応じて緊急遮断装置を槽の直近に設けること。

4　飲料水兼用1,500㎥型の規格は第１号(3)、(4)及び第３号(2)、(3)、(4)によるほか、次によるものでなければならない。

(1)　形状等は、第１号(1)ア、ウ、エ及び第２号(7)によるほか、次によること。

容量は1,500㎥以上であること。

(2)　主要構造材料及び部材厚等は、第１号(5)イ及びウによるほか、次によること。

ア　コンクリートの設計基準強度は、耐久性、水密性を考慮し、現場打ち耐震性貯水槽にあっては24N/㎟以上とする。

イ　主要構造部材の厚さは、現場打ち耐震性貯水槽にあっては30㎝以上とし、構造形式に応じて適切に設定する。

(3)　第２号(7)中「１箇所」を「２箇所」に、第３号(2)中「２個」を「４個」に読み替えるものとする。

5　飲料水兼用地上設置40㎥型、飲料水兼用地上設置60㎥型及び飲料水兼用地上設置100㎥型の規格は第２号(2)、(3)、(4)、(7)及び第３号(4)によるほか、次によるものでなければならない。

形状等は、第１号(1)ウ及び第２号(1)アによるほか、容量は飲料水兼用地上設置40㎥型にあっては40㎥以上、飲料水兼用地上設置60㎥型にあっては60㎥以上、飲料水兼用地上設置100㎥型にあっては100㎥以上であること。集水ピットを設ける場合は、集水ピットは第２号(6)によること。この場合において、「吸管投入孔」とあるのは「点検口」と読み替えるものとする。

6　原則として耐震性貯水槽の直近（５ｍ以内）にその所在が明確に確認できるよう標識を設置しなければならない。ただし、当該耐震性貯水槽の設置位置、道路状況等により標識の設置が特に困難な場合はこの限りでない。

第２　備蓄倉庫（地域防災拠点施設）

1　耐震性を有し、かつ、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。）とすること。

2　延べ床面積は30㎡以上であること。

3　立地に当たっては、次の条件を満たすものであること。

(1)　周辺に危険物を扱う施設がないこと。

(2)　水害等の危険性のない土地であること。

(3)　輸送用車両が迅速に運行できる道路に面していること。

４　構造及び設備は、次の条件を満たすものであること。

(1)　備蓄品（資機材等を含む。）の搬出が迅速に行い得る構造とすること。

(2)　(1)の構造により難い場合は、搬出が迅速に行い得る設備、機械等を設けること。

(3)　停電時においても搬出に支障をきたさないよう非常用電源設備を設けること。

５　地域防災拠点としての機能を有するものにあっては、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな構造で、上記の要件を満たすほか、次に掲げる要件の全部又は一部をもって構成される防災活動の拠点や災害時の避難場所となり得るものであること。

(1)　車庫

(2)　研修室

(3)　更衣室

(4)　待機室

(5)　トイレ

(6)　その他防災活動の場や災害時の避難場所等に必要な施設等で、消防庁長官が認めるもの。

第３　防火水槽（林野分）

１　有蓋の防火水槽の規格は次によるものでなければならない。

(1)　形状等は、次のとおりであること。

ア　地下式又は半地下式（地表面上の高さは50㎝以下であること。以下同じ。）のものであり、 かつ、漏水のおそれのない構造であること。

イ　一槽式であること。

ウ　底設ピット（消防用水の有効利用を図るため、水槽の底部の一部に設けられる取水部分をいう。以下同じ。）を有していること。

エ　水槽底の深さは、底設ピットの部分を除き地表面から4.5m以内であること。

(2)　底設ピットは、次のとおりであること。

ア　十分な強度を有し、かつ、水密性が確保されるものであること。

イ　吸管投入孔のおおむね直下に設けるものであること。

ウ　一辺の長さ又は直径が60㎝以上で、かつ、深さが50㎝以上であること。

エ　水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造であること。

(3)　吸管投入孔は、第１耐震性貯水槽の規格第１号(2)アからウまでによるほか、次によること。

吸管投入孔の地表部と水槽本体を結ぶ連結立管を設ける場合には、鉄筋コンクリート製、鋼製、鋳鉄製、ＦＲＰ製又はこれらと同等以上のものとし、水平方向加荷重によって移動しないよう水槽本体に取り付けるものであること。

(4)　容量の算定は、底設ピット及び連結立管を含む吸管投入孔の容量を除き本体の容量を算定するものであること。

(5)　上載荷重、自重、土かぶり荷重、土圧、地下水圧、内水圧及び浮力に対する強度を

有し耐久性があること。この場合の上載荷重は、10kN/㎡の荷重を考慮するものであること。

(6)　主要構造材料及び部材厚等は、次のとおりであること。

ア　コンクリートは、材料の均質性、水密性、耐久性を考慮して設計基準強度（４週圧縮強度）は、現場打ち防火水槽にあっては24N/㎟以上、二次製品防火水槽にあっては30N/㎟以上のものであること。

イ　鉄筋は、主鉄筋及び配力鉄筋は原則としてＳＤ13以上の鉄筋を1,600㎏以上使用するものであること。

ウ　鋼材（鋼板）は、コンクリート被履又は防錆処理が施されたものであること。

エ　ＦＲＰは、強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂及びガラス繊維強化材を使用したものであること。

オ　頂版、側版、底版及び底設ピットの躯体の厚さは、現場打ち防火水槽にあっては20㎝以上、二次製品防火水槽のＲＣ部材にあっては20㎝以上、ＰＣ部材にあっては15㎝以上、鋼製部材にあっては3.2㎜以上、ＦＲＰ部材にあっては4.5㎜以上であること。

カ　給・排水又は吸水のための配管等が原則として底版又は側版部に設けられていないものであること。

キ　栗石等により、必要な基礎固めをしてあること。

２　無蓋の防火水槽の規格は次によるものでなければならない。

(1)　鉄筋コンクリート造りの半地下式（地表面上の高さは、50㎝以下であること。）のものであり、漏水のおそれのない構造であること。

(2)　第１号(1)イからエまで並びに(2)ア、ウ及びエの規定は、無蓋の防火水槽について準用する。

(3)　容量の算定は底設ピットの容量を除き本体の容量を算定するものであること。

(4)　人命の危険防止等のために必要なさく等を施してあること。

(5)　構造の主要部分の資材状態は次のとおりであること。

ア　栗石等により、必要な基礎固めをすること。

イ　鉄筋は、直径９㎜以上のものを700㎏以上使用するものであること。

ウ　躯体コンクリートの強度は、４週圧縮強度で18N/㎟以上とし、各面の厚さは、それぞれ20㎝以上であること。

３　無底の防火水槽の規格は、次によるものでなければならない。

(1)　鉄筋コンクリート造りの地下式有蓋のものであること。

(2)　吸管投入孔は原則として丸型とし、直径60㎝以上であること。

(3)　吸水落差は、毎分1.35㎥以上で30分以上の連続吸水を行った場合において4.5ｍ以下であること。

(4)　構造の主要部分の資材状態は次のとおりであること。

ア　底面部には厚さ30㎝以上の栗石等を敷きつめてあること。

イ　鉄筋は直径９㎜以上のものを800㎏以上使用するものであること。

ウ　躯体のコンクリートの強度は、４週圧縮強度で18N/㎟以上とし、各面（吸管投入孔の部分を除く。）の厚さは、それぞれ20㎝以上であること。

エ　吸管投入孔の蓋の部分については、必要な強度を有するものであること。

４　原則として防火水槽の直近（５ｍ以内）にその所在が明確に確認できるよう標識を設置しなければならない。ただし、当該防火水槽の設置位置、道路状況等により標識の設置が特に困難な場合はこの限りでない。

第４　救助活動等拠点施設等

救助活動等拠点施設等とは、救助活動等拠点施設及び林野火災用活動拠点広場であり、救助活動等拠点施設にあっては、ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設及び自家給油施設の全部又は一部を、林野火災用活動拠点広場にあっては、ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設、空中消火等資機材及び自家給油施設の全部又は一部を有するものであること。

１　ヘリコプター離着陸場の規格は、次によるものでなければならない。

(1)　設置場所は、災害時にヘリコプターが安全に離着陸することができる場所であること。

(2)　砂じん等が飛散しないよう、接地帯部分及びその周囲に芝張り、舗装等を施したものであること。

(3)　付近の消防水利の状況を勘案して貯水槽を整備する場合には、規格は次によるものでなければならない。

ア　常時貯水量は、40㎥以上で、付近の消防水利の水量を勘案して空中消火薬剤調整に必要な水量を確保できる容量であること。

イ　貯水槽は有蓋又は無蓋とし、有蓋貯水槽にあっては、第３の第１号に定める防火水槽（有蓋）の規格を満たすものであり、無蓋防火水槽にあっては、同第２号に定める防火水槽（無蓋）の規格を満たすものであること。

ウ　イの規定にかかわらず、原則として給排水設備を付設すること。

２　資機材保管等施設の規格は、次によるものでなければならない。ただし、救助活動等拠点施設として用いるものにあっては、次の(1)から(4)までの規格によるものとする。

(1)　資機材保管室、待機室、仮眠室、トイレ、その他必要な施設をもって構成されるものであること。

(2)　新築で地域の特性に応じた耐火構造であること。

(3)　資機材保管室は、資機材の搬入搬出が容易に行われる構造であること。

(4)　毛布、簡易ベッド等待機又は仮眠のために必要な設備を配備すること。

(5)　消火薬剤が固形化しないよう、資機材保管室に自然換気設備、機械換気設備又は空気調和設備を設けること。

(6)　風向風速計、吹流し、照明設備、通信設備、拡声器、サイレン、リヤカー等空中消火等補給作業に必要な設備を配備すること。

3　空中消火等資機材の規格は次によるものでなければならない。

(1)　空中消火等資機材は、次に掲げる資機材の全部又は一部をもって構成されるものであること。

ア　消火薬剤散布装置

イ　混合機

ウ　かくはん機

エ　粉砕機

オ　組立水槽

カ　可搬式動力ポンプ

キ　ホース

ク　吸管

ケ　ベルトコンベア

コ　可搬式散水装置

(2)　消火薬剤散布装置の規格

ア　ヘリコプターの下部に懸吊し、ヘリコプター内部からの電動操作により上空から目的地に消火薬剤を放出散布することができる構造であること。

イ　ヘリコプターに懸吊飛行の際、消火薬剤散布前、散布後のいずれの場合にあっても、飛行速度毎時110㎞で安全性があること。

ウ　散水装置本体、スプリングベルト、電源ボックス、コントロールボックス及びコードで構成されるものであること。

(3)　混合機の規格

ア　水流を利用し水に消火薬剤及び展着剤を混合して、消火用水溶液をつくるものであること。

イ　組立水槽の上に備えることができる構造であること。

(4)　かくはん機の規格

ア　回転羽根の回転等により、水に消火薬剤及び展着剤をかくはんして消火用水溶液をつくるものであること。

イ　組立水槽の上に備えることができる構造であること。

(5)　粉砕機の規格

ア　固形化した消火薬剤を水に容易に混合、かくはんできるよう粉砕するものであること。

イ　粉砕爪、粉砕刃等の粉砕部分は、手が触れない安全な構造であること。

(6)　組立水槽の規格

内容積が約2.5㎥以上であり、空重量が60kg以下であること。

(7)　可搬式動力ポンプの規格

動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）第21条に掲げるポンプの級別がＢ－３以上に適合するものであること。

(8)　ホースの規格

消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）に規定する呼称65に適合するものとし、その長さ20ｍであること。

(9)　吸管の規格

ア　消防用吸管の技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第25号）に規定する呼称75又は90に適合するものとし、長さ６ｍ以上であること。

イ　吸管には、ストレーナー及びちりよけ籠をつけること。

(10)　ベルトコンベアの規格

ア　全長４ｍ以上であり、最大能力は毎時30ｔ以上であって、動力用エンジンを備えるものであること。

イ　ベルトコンベアの使用傾斜角は、18度以上であること。

(11)　可搬式散水装置の規格

ア　背負いバンド付水袋、手動式ポンプ及びホースから構成されるものであること。

イ　消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第１条の２第13号に規定するＡ火災について、同令第３条の規定により測定した能力単位が２以上の性能を有するものであること。

４　自家給油施設の規格は、次によるものでなければならない。ただし、消防庁長官が認めたときは、この限りでない。

(1)　燃料タンクの容量は、合計10キロリットル以上であること。

(2)　自家発電設備を備え、停電時にも給油を行うことができること。ただし、自家発電設備は、他の施設と兼用することができる。

第５　活動火山対策避難施設

１　退避壕及び退避舎の規格は次によるものでなければならない。

(1)　次のいずれかに該当すること。

ア　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のもので、火山爆発の際に落下する噴石等から、住民等の生命及び身体の安全を確保できるものであること。

イ　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造以外のもので、火山爆発の際に落下する噴石等から、住民等の生命及び身体の安全を確保できるよう、消防庁長官が認める噴石等に対する衝撃耐力を有するものであること。

(2)　その他の規格は、消防庁長官が認めるものであること。

２　ヘリコプター離着陸用広場の規格は次によるものでなければならない。

(1)　地面が堅固でかつ付近に障害がなく、ヘリコプターが安全に離着陸できるものであること。

(2)　その他の規格は、消防庁長官が認めるものであること。

第６　画像伝送システム（施設分）

１　画像伝送システム（施設分）は、次に掲げる施設が一体となって構成されるものであること。ただし、消防用高所監視施設と同等の機能を有する既存の施設を利用する場合は、(1)のみで構成することができる。

(1)　消防本部地球局施設

(2)　消防用高所監視施設（鉄塔又は鉄柱の整備を伴うものであって、その整備数は原則として３を上限とする。ただし、市街地を網羅できない等の事情がある場合にあっては、この限りでない。）

２　消防本部地球局施設の規格

(1)　規格概要

本施設は、地域衛星通信ネットワーク第３世代網に接続して消防庁、都道府県及び他の消防本部と消防防災通信を行うもので、次に掲げる装置を整備するものであること。

ア　アンテナ装置

イ　ブロックアップコンバータ（BUC）及び低雑音増幅器（LNB）

ウ　室内ユニット（IDU:Indoor Unit）

エ　IP映像送出用エンコーダ

オ　セットトップボックス（STB）

カ　VoIP装置

キ　電源装置

(2)　機能

本施設は次の機能を有すること。

ア　個別通信機能

イ　IP通信機能（ブラウザによる集約局サーバへのアクセス）

ウ　映像送出機能

(3)　装備数量

本施設は最低次の数量を有すること。

ア　個別通信　同時２通話（VoIP装置一台）

イ　映像送信　１チャネル

３　消防用高所監視施設の規格は、鉄骨造等の堅ろうな塔あるいは鉄柱を設置し、昼間用カラーカメラ装置、夜間用カメラ装置又は昼夜間兼用カメラ装置（昼間においては、カラーに限る。）及び回転台等を設け、操作卓（受信装置を含む。）からの遠隔制御により 、消防本部又は消防署に映像を送信できるものであること。

４　その他、装置の個別の規格は、消防庁長官が認めるものであること。

第７　広域訓練拠点施設

広域訓練拠点施設の規格は、次に掲げる要件を満たすものであるほか、消防庁長官が認めるものであること。

1　鉄筋コンクリート造等の堅ろうな構造で、訓練を有効かつ安全に実施可能な設備を設けること。

2　次に掲げる訓練のいずれかを実施できる構造であること。

(1)　ロープ操法訓練、架梯訓練、連携放水訓練及び水難救助訓練

(2)　耐熱耐煙訓練及び化学薬品漏洩処理訓練

(3)　ＮＢＣ災害に対応するための資機材習熟訓練

(4)　図上訓練

(5)　その他補助事業者が必要とする訓練

第８　救急安心センター等整備事業

1　救急安心センター（＃7119）整備事業は、電話交換機、電話機、電話回線及びパーソナルコンピュータの全部又は一部をもって構成されるもので、次に掲げる要件を満たすものであること。

(1)　住民の救急相談に応える電話相談窓口を消防機関等に設置すること。

(2)　救急電話相談窓口は都道府県域内の住民を対象とすること。ただし、市町村域内の住民を対象とする場合であっても、事業開始後に都道府県内の他の市町村域内の住民も対象とすることを可能とする場合には、この限りでない。

(3)　救急電話相談窓口に、医師、看護師又は相談員を 24 時間、365 日体制で常駐させること。ただし、地域の実情に応じて、常駐していない時間には、医療機関案内へ電話を転送し医療機関を紹介することにより救急相談が受けられることとなる等の適切な措置を講じる場合には、この限りでない。

(4)　緊急性がある場合には、直ちに救急車を出動させる体制を構築すること。

2　救急医療情報収集装置は、情報収集装置、電話回線及び端末装置の全部又は一部をもって構成されるもので、端末装置から救急医療情報を検索及び閲覧できるものであること。

第９　高機能消防指令センター総合整備事業

1　高機能消防指令センター総合整備事業は、別表第５に掲げる装置及び数量の全部又は一部をもって構成されるものであること。（各装置の基準額の範囲内において、当該装置の機能を強化するために必要な設備等を付加することができる。）

2　高機能消防指令センター総合整備事業は、地理的事情、市町村の人口規模、都市構造等を勘案して離島型、Ⅱ型、Ⅲ型に区分するものとすること。

人口規模については、Ⅱ型は原則として10万人以上40万人未満、Ⅲ型はおおむね40万人以上をもって区分するものとすること。

3　高機能消防指令センター総合整備事業は、「消防指令システムの標準仕様書等の策定について（通知）」（令和６年３月27日付け消防情第94号）に基づき消防指令システムを

整備するものに限ること。ただし、令和５年度末までに基本設計が完了した消防指令システムの整備については、従前のとおり。

４　各装置の規格は、次のとおりであること。

⑴　指令装置は、火災・救急等の受付指令業務が有効に行えるものとし、原則として、指令台、自動出動指定装置、地図等検索装置、長時間録音装置、非常用指令設備、指令制御装置、携帯電話・ＩＰ電話受信転送装置、プリンタ、カラープリンタ、スキャナ、署所端末（離島型にあっては受令電話機を含む。）をもって構成されるものであること。

⑵　指令装置の指令台の回線収容容量は、おおむね次表に示す能力を備えてあること。また、これらの能力に加え、携帯電話１１９番通報の転送用及び転送受信用の一般用ＩＳＤＮ回線又はＩＰ電話回線（災害時優先）を備えていること。

回線種別	離島型	Ⅱ型	Ⅲ型
１１９番回線	１０	１７	４５
指令回線	5	１０	２０
局線	3	4	5
専用線	5	6	１１
１１０番転送受付回線	1	2	2
内線	2	3	4
庁内放送回線	3	3	3
無線回線	6	8	9

（注）「１１９番回線」は緊急通報呼用ＩＳＤＮ回線又はＩＰ電話回線（数）を含むものとする。

特に、携帯電話１１９番回線は、緊急通報呼用ＩＳＤＮ回線又はＩＰ電話回線（数）とする。

⑶　指令装置の自動出動指定装置は、指令装置及び地図等検索装置と連動させて、災害地点の決定、出動隊の自動編成、出動指令、災害種別に応じた消防救急活動に必要な情報の検索等緊急時における一連の情報処理の自動化を行うことができるもので、制御処理装置、ディスプレイ等の周辺装置から構成されるものであること。

⑷　指令装置の地図等検索装置は、指令装置及び自動出動指定装置と連動させて、災害地点周辺の地図表示を行うことができるもので、地図等検索装置、地図用ディスプレイ等の周辺装置から構成されるものであること。

⑸　指令装置の携帯電話・ＩＰ電話受信転送装置は、携帯電話１１９番通報及びＩＰ電話１１９番通報を緊急通報呼用ＩＳＤＮ回線又はＩＰ電話回線で受信可能であり、一般用ＩＳＤＮ回線又はＩＰ電話回線（災害時優先）により、携帯電話１１９番通報

の転送及び転送受信ができるものであって、１１９番通報呼の転送と同時に発信者番号、電話事業者コード等を転送及び転送受信する能力を備えているものであること。

(6)　指令装置の署所端末は、署所に設置するものとし、出動指令の受令及び車両運用表示盤への設定入力（受令電話機を除く。）が行えるものであること。

(7)　指揮台は、指令台と併設するものとし、指令台の指揮統制を有効に行えるものであること。

(8)　表示盤は、車両運用状況を有効に表示できる車両運用表示盤、気象観測情報等支援情報を有効に表示できる支援情報表示盤及び消防救急業務に必要な各種支援情報を切り替えて有効に表示できる多目的情報表示装置の全部又は一部をもって構成されるものであること。

(9)　無線統制台は、消防無線の全チャンネルを収容し、無線交信の統制を有効に行えるものであること。

(10)　指令電送装置は、指令台の出動指令操作と連動して自動出動指定装置からの出動指令情報を署所・消防車両等へ電送できるものとし、指令情報送信装置及び指令情報出力装置をもって構成されるものであること。

(11)　気象情報収集装置は、気象情報を自動観測し、表示及び記録ができるものとし、処理装置、プリンタ、データロガー、発信機（風向、風速、温度、湿度、雨量、気圧等)、変換器等をもって構成されるものであること。

(12)　災害状況等自動案内装置は、加入電話等による市民からの災害状況や当番病院の問い合わせ等に対し、案内ができるものであること。

(13)　順次指令装置は、災害発生時に、非番職員、消防団員及び関係機関に順次呼び出しによる招集指令が行えるものであること。

(14)　音声合成装置は、災害通報からの覚知情報を基に、災害種別、災害地点、出動車両等の情報を自動的に編集し、指令及び案内メッセージの音声合成ができるものであること。

(15)　出動車両運用管理装置は、車両運用端末装置からの車両動態及び車両位置情報（離島型を除く。）等を無線回線等を介して受信、管理が行える管理装置、車両に設置する車両運用端末装置及び車外活動時に動態設定が行える車外設定端末装置をもって構成されるものであること。

(16)　出動車両運用管理装置の管理装置は、離島型にあっては自動出動指定装置及び車両運用表示盤に接続できるものであり、Ⅱ型及びⅢ型にあっては離島型の機能に加え、車両の位置情報を管理できるものであること。

(17)　出動車両運用管理装置の車両運用端末装置は、離島型にあっては車両動態情報を管理装置に送信できるものであり、Ⅱ型にあっては離島型の機能に加え、車両の位置情報をＧＰＳ等から取得し、管理装置に送信できるものであり、Ⅲ型にあってはⅡ型

の機能に加え、道路地図、住宅地図等を搭載し、ナビゲーション機能及び管理装置から受信した出動指令情報等の表示が行えるものであること。

(18)　システム監視装置は、本システムの運用状況を管理し、現在の動作状況及び障害発生を指令員等に通知できるものであること。

(19)　電源設備は、本システムの各装置の電源を一元的に管理し、安全性に十分配慮された構造を有し、かつ配置されるものとし、原則として、無停電電源装置、直流電源装置（12V 系・48V 系)、非常用発動発電機（署所端末用を含む。）等をもって構成されるものであること。

(20)　統合型位置情報通知装置は、固定電話からの１１９番通報による災害地点等が不明な場合には、発信地照会要求ボタンを押すことにより、通報に使用された電話の設置場所、電話番号、契約者氏名、電話機の種類を瞬時にディスプレイに表示でき、また、携帯電話やＩＰ電話等からの１１９番通報の場合には、発信位置に関する情報を自動的に通知し、これに連動して発信位置、電話番号等を瞬時にディスプレイに表示できるものであること。

(21)　位置情報通知装置は、携帯電話やＩＰ電話等からの１１９番通報の発信位置に関する情報を自動的に通知し、これに連動して発信位置、電話番号等を瞬時にディスプレイに表示できるものであること。ただし、簡易型端末方式（独立した装置で位置情報を受信するもので、指令装置と自動的に連動できないもの）を除く。

(22)　消防用高所監視施設は、鉄骨造等の堅ろうな塔又は鉄柱を設置し、昼間用カラーカメラ装置、夜間用カメラ装置又は昼夜兼用カメラ装置（昼間においては、カラーに限る。）及び回転台等を設け、操作卓（受信装置を含む。）からの遠隔制御により、消防本部又は消防署に映像を送信できるものであること。

別表第４

添　付　書　類　一　覧　表

	交付申請書に添付する書類	実績報告書に添付する書類

	設計書　別記様式第２	構造図又は設計図	位置図及び用地占有状況の説明書	契約書の写又は請書の写 注1	納品書の写又は竣工届の写 注2	検収調書の写又は竣工検査書の写 注3	設計書　別記様式第10に準じたもの	構造図又は設計図	位置図及び用地占有状況の説明書	栗石厚又は基礎工事及び配筋関係を示す写真	躯体コンクリートの強度を証明する書類又は衝撃耐力を証明する書類	検査済証の写	無線局が運用可能な状況であることを説明する書類	施設及び配置又は設置場所を明示する写真	採水試験結果証明書	中継方式図及び法令等に基づく検査又は認定されたことを示す証票の写
耐震性貯水槽	○	○	○	○	○	○	○	○ 注4 注5	○	○ 注5	○ 注5			○	○ 注6	
備蓄倉庫（地域防災拠点施設）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
防火水槽（林野分）	○	○	○	○	○	○	○	○ 注4 注5	○	○ 注5	○ 注5			○		
救助活動等拠点施設等	○	○	○	○	○	○	○ 注7	○ 注4 注5	○ 注8	○ 注5	○ 注5			○		
活動火山対策避難施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 注9	○ 注10			○		
画像伝送システム（施設分）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 注11			○ 注12	○		
広域訓練拠点施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○		
救急安心センター等整備事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		
高機能消防指令センター総合整備事業	○	○	○	○ 注13	○	○	○	○	○ 注14	○ 注14				○		○ 注15

注１　契約書の写又は請書の写は、直接工事で行う場合は、支出証拠書類（領収書）の写とする。

注２　納品書の写は、第４条に定める規格を充足することを示す仕様書の写を添付すること。

注３　検収調書の写又は竣工検査書の写は、補助事業者の財務規則等に基づくものとする。

注４　耐震性貯水槽、防火水槽（林野分）及び救助活動等拠点施設等（ヘリコプター離着陸場のうち貯水槽に限る。）の構造図又は設計図は、設置予定地でコンクリートを打設

し、建設される鉄筋コンクリート製のもの（以下「現場打ち鉄筋コンクリート製」という。）及び二次製品防火水槽等（耐震性貯水槽にあっては、二次製品耐震性貯水槽。以下同じ。）のうち現場打ち鉄筋コンクリート製による部分に限る。

注５　二次製品防火水槽等（いずれも現場打ち鉄筋コンクリートによる部分を除く。）については、構造図又は設計図、栗石厚又は基礎工事及び配筋関係を示す写真並びに躯体コンクリートの強度を証明する書類に代えて、当該二次製品防火水槽等を製造する工場の試験設備及び品質管理に係る審査記録書並びに当該二次製品防火水槽等の設計図（組立図、部材図、配筋図、鉄筋加工図及び接合部詳細部図を含む。）、構造計算書、材料証明書及び施工要領書並びに当該二次製品防火水槽等について個別にこれらの仕様等により製造されたことを確認した記録を添付するものとする。この場合において、ＪＩＳ規格（ＪＩＳ　Q17065（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド17065））に定める要求事項に基づき二次製品防火水槽等の認証業務を行う第三者機関（これらの書類を保管する者に限る。）が当該二次製品防火水槽等について個別に交付要綱に定める規格に適合する旨を証する書類に代えることができるものとする。

注６　耐震性貯水槽のうち飲料水兼用型については、採水試験結果証明書を添付するものとする。

注７　救助活動等拠点施設等のうちヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設及び自家給油施設については、設計書及び構造図又は設計図を添付するものとする。

注８　救助活動等拠点施設等の添付書類のうち位置図及び用地占有状況の説明書には、詳細な配置図を添付するものとする。

注９　当該工事を実施する場合に限るものとする。

注10　活動火山対策避難施設のうち鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の退避壕及び退避舎については、躯体コンクリートの強度を証明する書類を、それ以外の構造の退避壕及び退避舎については､衝撃耐力を証明する書類を添付するものとする。

注11　画像伝送システム（施設分）のうち消防用高所監視施設については、栗石厚又は基礎工事及び配筋関係を示す写真を添付するものとする。

注12　画像伝送システム（施設分）のうち消防本部地球局施設については、無線局が運用可能な状況であることを説明する書類を添付するものとする。

注13　高機能消防指令センター総合整備事業の添付書類のうち契約書の写又は請書の写には、装置の種類ごとの基準額に対する内訳を作成し添付するものとし、他の装置の基準額から流用を受ける場合は、装置ごとの流用の状況を明らかにした内訳を作成し添付するものとする。

注14　高機能消防指令センター総合整備事業のうち消防用高所監視施設については、位置図及び用地占有状況の説明書、栗石厚又は基礎工事及び配筋関係を示す写真を添付するものとする。

注15　高機能消防指令センター総合整備事業のうち指令装置、指令電送装置又は出動車両運用管理装置については、中継方式図及び法令等に基づく検査又は認定されたことを示す証票の写を添付するものとする。

※　その他消防庁長官が必要と認めるものについては別途通知する。

別表第５

高機能消防指令センター総合整備事業の装置

装置の種類	離島型	Ⅱ型	Ⅲ型
1 指令装置			
（1）指令台	2台	3台	5台
（2）自動出動指定装置			
ア 制御処理装置	1式	1式	1式
イ ディスプレイ	2台	3台	5台
（3）地図等検索装置			
ア 地図等検索装置	2台	3台	5台
イ 地図用ディスプレイ	2台	3台	5台
（4）長時間録音装置	1台	1台	1台
（5）非常用指令設備	1台	1台	1台
（6）指令制御装置	1式	1式	1式
（7）携帯電話・IP電話受信転送装置	1式	1式	1式
（8）プリンタ	1台	1台	1台
（9）カラープリンタ	1台	1台	1台
(10) スキャナ	1台	1台	1台
(11) 署所端末	3式	6式	15式
2 指揮台	—	1台	1台
3 表示盤			
（1）車両運用表示盤	1面	1面	1面
（2）支援情報表示盤	1面	1面	1面
（3）多目的情報表示装置	1式	1式	1式
4 無線統制台	1台	1台	1台
5 指令電送装置			
（1）指令情報送信装置	1式	1式	1式
（2）指令情報出力装置	3式	6式	15式
6 気象情報収集装置	1式	1式	1式
7 災害状況等自動案内装置	1式	1式	1式
8 順次指令装置	1式	1式	1式
9 音声合成装置	1式	1式	1式
10 出動車両運用管理装置			
（1）管理装置	1式	1式	1式
（2）車両運用端末装置	1式	1式	1式
（3）車外設定端末装置	1式	1式	1式
11 システム監視装置	1式	1式	1式
12 電源設備			
（1）無停電電源装置	1式	1式	1式
（2）直流電源装置（12V系）	1式	1式	1式
（3）直流電源装置（48V系）	1式	1式	1式
（4）非常用発動発電機	1式	1式	1式
（5）非常用発動発電機（署所用）	3式	6式	15式
13 統合型位置情報通知装置	1式	1式	1式
14 位置情報通知装置	1式	1式	1式
15 消防用高所監視施設	1式	1式	1式

別記様式第1

番　　号

年　　月　　日

消防庁長官

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災施設整備費補助に係る補助金の交付申請書

年度消防防災施設整備費補助事業について補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請する。

1　補助事業の目的

2　補助事業の内容、総事業費、基準額及び補助金額

（単位：千円）

補助事業(規格等)名	地域区分	配置又は設置場所	数量	総事業費	補助対象事業費	基準額	補助金額
計							

3　契約の方法、契約の予定日及び補助事業完了の予定日

補助事業(規格等)名	地域区分	契約の方法	契約予定日	補助事業完了の予定日	備考
			交付決定の日から　日以内	契約の日から　日以内	

4　添付書類

記載上の注意

ア　補助事業名欄には、規格等（種類、規格又は級別）を例に従い正確に記載すること。

（例）耐震性貯水槽○型（ただし、二次製品にあっては、耐震性貯水槽○型（二次）の例によること。）
防火水槽（林野分）有蓋
備蓄倉庫（地域防災拠点施設）（○㎡）
救助活動等拠点施設等（ヘリコプター離着陸場）　　等

イ　同一補助事業名のものを２以上購入しようとする場合において、規格等、配置又は設置場所及び数量を異にする場合は、それぞれ行を異にして記載し、備考欄に配置又は設置場所を記載すること。

ウ　地域区分欄には、第６条第１号に該当する場合は「要綱」、以下同様に、第２号にあっては「離島」、第３号にあっては「奄美」、第４号にあっては「山村」、第５号にあっては「小笠原」、第６号にあっては「沖縄」、第７号にあっては「火山」、第８号にあっては「地震」、第９号にあっては「地防」、第10号にあっては「過疎」と記載し、その他のものにあっては、「一般」と記載すること。

エ　配置又は設置場所欄は、救急安心センター等整備事業及び高機能消防指令センター総合整備事業にあっては、配置する消防機関名（消防本部名、消防署名、消防出張所名等）、その他の施設にあっては、設置場所の地番を記載すること。

オ　総事業費欄には、単独事業部分を含めた経費を、補助対象事業費欄には補助対象規格に係る経費を、基準額欄には施設の種類ごとにこの要綱で定める基準額を記載し、千円未満の端数は切り捨てること。

カ　契約の方法欄には、競争入札又は随意契約の別を記載すること。

キ　防火水槽（林野分）等で請負方式によらず直轄方式によるものについては、「契約予定日」とあるのは「着工予定日」と、補助事業完了の予定日欄中「契約の日」とあるのは「着工の日」と読み替えるものとする。

ク　補助事業の完了の予定日欄に記載する補助事業の完了の日は、必要な検査証等の交付された日又は検収の日のうち、いずれか遅い日とする。

ケ　設計書、構造図又は設計図が必要な場合で、同一のものが２個以上となる場合には、設計書等は１個分のものだけを作成し、施工箇所は別紙にして差し支えない。

コ　位置図は、防火水槽（林野分）にあっては半径140ｍ以内の防火対象物の位置が確認できる程度の縮尺のものを、耐震性貯水槽にあっては１万分の１程度の縮尺のものを使用すること。また、救助活動等拠点施設等についてはヘリコプター離着陸の障害となる周辺の工作物等の位置及び高さを記載すること。

サ　用地占有状況の説明は、位置図に簡単に記載して差し支えない。

シ　救助活動等拠点施設等の配置図には、ヘリコプター離着陸場（貯水槽を含む。）及び資機材保管等施設を記載すること。

別記様式第２

設　　計　　書		
工　事　件　名 施　設　箇　所 工　事　内　容	○○○○○○○○○○○○新設工事 ○○○○町字○○○○○番地（又は別紙） （規格の概要）	
設　計　総　額	千円	構成比％
内訳	本工事費 諸　経　費 工事雑費 事務雑費 付帯工事費	

記載上の注意

ア　工事件名については、40㎥級現場打ち防火水槽（林野分）１基、現場打ち耐震性貯水槽60㎥１基等の例によること。

イ　工事内容は、防火水槽（林野分）、耐震性貯水槽及び救助活動等拠点施設等の貯水槽にあっては、縦　m、横　m（又は内径　m）、深さ　m、備蓄倉庫（地域防災拠点施設）及び救助活動等拠点施設等の資機材保管等施設にあっては、鉄筋コンクリート造１棟（床面積　㎡）、救助活動等拠点施設等のヘリコプター離着陸場（貯水槽を除く。）及び活動火山対策避難施設のヘリコプター離着陸用広場にあっては、面積　㎡、広域訓練拠点施設にあっては、鉄筋コンクリート造　階建（延面積　㎡）等の例によること。なお、画像伝送システム（施設分）、救急安心センター等整備事業及び高機能消防指令センター総合整備事業については、不要とする。

別記様式第３

補助金交付調書（　　年度）

都道府県名

（単位：千円）

地方公共団体名	補助対象施設の種類	（加算・控除）	地域区分	配置（設置）場所	数量	基準額	補助金額	交付決定番号	交付決定年月日	変更内容廃止理由	変更等承認年月日	補助対象事業に係る実支出額	確定額	確定番号	確定年月日	処分制限期間

（注）１　地域区分欄については、交付申請書（別記様式第１）の地域区分の記載例により記載すること。
２　補助対象施設の種類については、交付申請書の補助事業名欄の記載例により記載すること。
３　配置（設置）場所については、交付申請書の配置又は設置場所の記載例により記載すること。
４　本調書は１部を消防庁長官に交付申請書を提出する際に提出し、１部を都道府県知事が保管し、変更承認等必要事項の記録、補助金の額の確定の記録、財産処分等の記録に使用するものである。

別記様式第４

番　　号
年　　月　　日

消防庁長官

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災施設整備費補助事業に係る経費の流用承認申請書

年　　月　　日付け消防指第　　号により交付決定された　　年度消防防災施設整備費補助事業の経費を事務費へ流用したいので、消防防災施設整備費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり申請する。

１　事務費へ流用する理由

２　事務費へ流用しようとする補助事業の内容

（単位：千円）

補助事業(規格等)名	地域区分	配置又は設置場所	数量	総事業費	補助対象事業費	基準額	補助金額

３　事務費へ流用する金額

４　添付書類
設計書（交付申請書に対応するもので変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書とすること。）

別記様式第５

番　　号
年　　月　　日

消防庁長官

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災施設整備費補助事業に係る事業内容の変更承認申請書

１　補助事業の内容を変更しようとする理由

２　変更しようとする補助事業の内容

（単位：千円）

補助事業(規格等)名	地域区分	配置又は設置場所	数量	総事業費	補助対象事業費	基準額	補助金額
全体計			変更後				
			変更前				

備考　変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書とすること。なお、全体計欄には、変更前に係る全体の数値を下段に表示し、変更後に係る全体の数値を上段に表示すること。

3　変更しようとする契約の方法、契約予定日及び補助事業完了の予定日

補助事業(規格等)名	地域区分	契約の方法	契約予定日	補助事業完了の予定日	備考
			承認の日から　　日以内	契約の日から　　日以内	
			交付決定の日から　　日以内	契約の日から　　日以内	

4　添付書類（交付申請書に添付した書類のうち変更事項に係る書類を添付すること。）
（１）設計書（申請書の様式にしたがって作成し、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書とすること。）
（２）構造図又は設計図（変更に係る部分を赤字で表示すること。）
（３）位置図及び用地占有状況の説明書（変更に係る部分のみ）
（４）配置図（救助活動等拠点施設等の変更に係る部分のみ）

記載上の注意
　変更しようとする施設についてのみ記載するものとするが、全体計欄には、交付申請書に記載した補助金額の総額を記載すること。

別記様式第６

番　　号
年　　月　　日

消防庁長官

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災施設整備費補助事業に係る補助対象施設の
規格の一部変更承認申請書

年度消防防災施設整備費補助事業に係る補助対象施設の規格を下記のとおり変更したいので、消防防災施設整備費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり申請する。

記

１　変更する補助対象施設の種類等

２　変更する部分

３　変更する理由（特殊事情）

（注）変更する施設の仕様書及び図面を一部添付し、変更する部分を朱書きとすること。

別記様式第７

番　　号
年　　月　　日

消防庁長官

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災施設整備費補助事業の（中止／廃止）の承認申請書

年　　月　　日付け消防指第　　号により交付決定された　　年度消防防災施設整備費補助事業に係る事業を（中止／廃止）したいので、消防防災施設整備費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり申請する。

１　補助事業を（中止／廃止）しようとする理由

２（中止／廃止）しようとする補助事業の内容

（単位：千円）

補助事業(規格等)名	地域区分	配置又は設置場所	数量	総事業費	補助対象事業費	基準額	補助金額

別記様式第８

番　　号
年　　月　　日

（消防庁長官
都道府県知事）

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災施設整備費補助事業の遅延報告について

年　　月　　日付け消防指第　　号により交付決定された　　年度消防防災施設整備費補助事業について
（事業が予定の期間内に完了し難くなった
事業が年度内に完了し難くなった
事業の遂行が困難となった）ので、消防防災施設整備費補助金交付要綱第10条の規定に基づき報告する。

１（予定の期間まで
年　度　内）に完了しない理由（補助事業の遂行が困難となった場合を含む。）

２　補助事業の施行の経過

３　契約（予定）日及び補助事業の完了予定日

補助事業（規格等名）	地域区分	契約（予定）日	補助事業の完了予定日	摘要

備考　変更後に係るものを上段に、当初申請に係るものを下段に表示することとし、二段書とすること。

別記様式第９

番　　号
年　　月　　日

（消防庁長官
都道府県知事）

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災施設整備費補助事業に係る補助事業実績報告書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で申請し、　　年　　月　　日付け消防指第　　号により交付決定された　　年度消防防災施設整備費補助に係る補助事業につき、（完了／廃止／会計年度が終了）したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、次のとおり報告する。

１　補助事業の内容

補助事業（規格等名）	地域区分	配置又は設置場所	数量	変更の有無	摘要

２　補助事業ごとに確定を受けようとする補助金の額

（単位：千円）

補助事業(規格等)名	地域区分	総事業費	補助対象事業費	基準額	補助金額
計					

3　契約の方法、契約日及び補助事業完了日

補助事業（規格等名）	地域区分	契約の方法	契約日	完了日

4　補助事業が年度内に完了しない場合における翌年度以降の補助事業の遂行に関する計画

5　添付書類

記載上の注意

ア　記載方法は、交付申請書の記載例によること。

イ　完了に係るものを上段に、申請に係るものを下段に表示することとし、二段書とすること。

ウ　補助事業の内容の表中「変更の有無」の欄には、第10条第２項に規定する軽微な変更の有無を記載し、変更がある場合には当該変更の内容を記載した書類を添付すること。

別記様式第10

設　　計　　書								
工　事　件　名　　○○○○○○○○○○○新設工事 施　設　箇　所　　○○○○町字○○○○○番地（又は別紙） 工　事　内　容　　（規格の概要）								
設　計　総　額　　千円								構成比％
内訳	本工事費 諸　経　費 工事雑費 事務雑費 付帯工事費							
工種	名称	品種	寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要

記載上の注意

ア　工事件名については、40㎥級現場打ち防火水槽１基（林野分)、現場打ち耐震性貯水槽60㎥１基等の例による。

イ　工事内容は、防火水槽（林野分)、耐震性貯水槽及び救助活動等拠点施設等の貯水槽にあっては、縦　m、横　m（又は内径　m)、深さ　m、備蓄倉庫（地域防災拠点施設）及び救助活動等拠点施設等の資機材保管等施設にあっては、鉄筋コンクリート造１棟（床面積　㎡)、救助活動等拠点施設等のヘリコプター離着陸場（貯水槽を除く。）及び活動火山対策避難施設のヘリコプター離着陸用広場にあっては、面積　㎡、広域訓練拠点施設にあっては、鉄筋コンクリート造　階建（延面積　㎡）等の例によること。なお、画像伝送システム（施設分)、救急安心センター等整備事業及び高機能消防指令センター総合整備事業については、不要とする。

ウ　数量の積算基礎は､別紙に記載すること｡(構造図中でも差し支えない｡)

エ　歩掛かりは、摘要欄に記載すること。

オ　本様式は、当該補助事業者等が用いるもので、本様式の内容を充足し、代替し得るものがある場合には、それによって差し支えない。

別記様式第11

番　　号
年　　月　　日

消 防 庁 長 官

都道府県知事

年度消防防災施設整備費補助金確定通知書

　　年　　月　　日付け　　第　　号により報告された　　年度消防防災施設整備費補助事業に係る補助金の額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、金　　千円に確定したので通知する。

別記様式第12

番　　号
年　　月　　日

消防庁長官

都道府県知事

年度消防防災施設整備費補助金の確定について（報告）

標記補助について、今回次のとおり補助金の額を確定したので、消防防災施設整備費補助金交付要綱第16条第３項の規定に基づき報告する。

１　確定状況（第　回）

（単位：千円）

交付決定額 Ⓐ	前回までの 確定額Ⓑ	今回確定額 Ⓒ	確定総額 Ⓑ＋Ⓒ	確定減額	残額 Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ

２　今回確定内訳

（単位：千円）

団体名	施設の種類	地域区分	配置（設置場所）	交付決定額	確定額	確定減額
合　　計						

（注）記載に当たっては、施設の種類ごとにまとめずに一件ごとに記載すること。

３　別添　実績報告検収調書（最終回のみ）

別記様式第 13

実　績　報　告　検　収　調　書　（　　年　度　）

地方公共団体名	補助対象施設の種類	（加算・控除）	配置（設置）場所	契約年月日	補助事業終了年月日	添付書類												
						契約書の写又は請書の写	納品書の写又は竣工届の写及びその納品日等	検収調書の写又は竣工検査書の写及びその検収日等	設計書別記様式第10に準じたもの	構造図又は設計図	位置図及び用地占有状況の説明書	躯体コンクリートの強度を証明する書類又は衝撃耐力を証明する書類の写	二次製品防火水槽又は二次製品耐震性貯水槽として適合する旨を証する書類の写	検査済証の写	無線局が運用可能な状況であることを説明する書類	写真	採水試験結果証明書	中継方式図及び法令等に基づく検査又は認定がなされたことを示す証票の写

（注）1　地方公共団体名、補助対象施設の種類、配置（設置）場所については、補助金交付調書の記載順に記載する。

2　契約年月日欄は施設ごとに記載するものとするが、一括して契約した場合は１本にまとめて記載して差し支えない。

3　添付書類の欄は、補助事業に関する契約書の写等が添付されているかを点検するものであり、添付されている場合には○印を、添付されていない場合には×印を附すること。

別記様式第 14

表　　面

← 6．5 cm →

↑ 9 cm ↓

第　　号
　年　　月　　日発行

官　職　氏　　名
年　　月　　日生

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第２項の規定による検査員の証

年　　月　　日まで有効

総務大臣
（都道府県知事）

備考　用紙は厚質白紙とする。

裏　　面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
（昭和30年法律第179号）抜すい

第23条　各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の職員はその身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（第26条　（略）

２　国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。）

（　）内は都道府県知事が発行する場合